

船舶事故調査報告書

令和元年5月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（灯浮標）
発生日時	平成30年7月20日 12時30分ごろ
発生場所	香川県直島町直島北西方沖（直島北西方灯浮標） 讃岐寺島灯台から真方位267°950m付近 （概位 北緯34°28.8′ 東経133°57.7′）
事故の概要	引船ゆうなぎ丸は、はしけ<大>900及びはしけ<大>820と引船列を構成して西南西進中、<大>820が灯浮標に衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月8日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 ゆうなぎ丸、19トン 260-48512大阪、大廣海運株式会社（A社） B はしけ <大>900、総トン数不詳（全長約39m） なし、A社 C はしけ <大>820、総トン数不詳（全長約39m） なし、三協海運株式会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C 右舷船首部外板に擦過傷 灯浮標 上部構造物に曲損、太陽電池モジュールに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.6m、潮流 南南西流約1.3ノット（kn）
事故の経過	A船は、船長Aほか1人が乗り組み、B船及びC船に作業員1人をそれぞれ乗せ、B船、C船の順にえい航索で接続して全長約156mとなった引船列（以下「A船引船列」という。）を構成して西南西進した。 A船引船列は、船長Aが、直島北西方灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）との距離を十分確保できていない状態で南南西方に圧流されていたところ、左舵を取って変針した際、C船の船首が本件灯浮標に近づき、右舵を取ったものの、B船とC船との間のえい航索及びC船が本件灯浮標に衝突した。
分析	A船引船列は、西南西進中、本件灯浮標との距離を十分確保できずに航行していた際、南南西方に圧流されたことから、B船とC船との間のえい航索及びC船が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船引船列が、西南西進中、本件灯浮標との距離を十分

	<p>確保できずに航行していた際、南南西方に圧流されたため、B船とC船との間のえい航索及びC船が本件灯浮標に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・はしけ等をえい航している場合は、潮流の影響及びはしけ等を含めた操縦性能を考慮し、航路標識等と安全な通過距離を保って航行すること。